

日本年金機構設立委員会（第3回）

平成20年12月9日（火）16時～
於：厚生労働省17階 専用第18～20会議室

1 開会

2 議事

日本年金機構の採用基準について

日本年金機構の労働条件について

その他

3 閉会

【資料】

日本年金機構設立委員会懇談会の進め方について（案）

有期雇用化職員（仮称）について

年金記録問題への取組

日本年金機構設立委員会懇談会の進め方について（案）

- ① 懇談会は、一定の事項についての方針等を決定する場ではなく、委員が自由に発言する場であり、その結果を整理した上で、設立委員会において報告する。（設立委員会は、その報告内容を踏まえ、必要な事項についての方針等を決定する。）
- ② 懇談会は非公開とし、資料等についても委員限りの扱い（非公表）とする。
- ③ 議論の内容については、事務方で議事要旨を作成し、出席できなかった委員を含め、当日の資料とともに設立委員会委員に報告する。

※ 第1回の懇談会において、磯村進行役よりご提案があった内容を踏まえ、整理。

有期雇用化職員（仮称）について

【日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画（抜粋）】

IV 職員採用についての基本的考え方

6. 雇用形態

- 年金記録管理システムの刷新が機構発足後に予定されているなど機構設立後に大幅な職員数の削減が見込まれる。また、年金給付システムの刷新や社会保障カード（仮称）の導入、更には公的年金制度そのものの見直しなど様々な環境変化によって、機構の必要職員数は大きく変動し得る。機構においては、こうした変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、適切な雇用形態を組み合わせていく。

特に、機構設立後に必要な人員削減については、単に退職者の不補充のみで対応することとした場合は、機構の職員の年齢構成に歪みが生じることとなり、適切とは言えない。

- こうした観点から、現在、社会保険庁の常勤職員により担われている業務のうち、機構設立後に削減することが予定されている業務量におおむね相当する人員規模については、あらかじめ、機構の有期雇用職員として採用する。この場合、現在、社会保険庁の非常勤職員により担われている業務を行うため機構が採用する有期雇用職員との区別（職名による区分など）を明確にしておく。なお、社会保険庁の常勤職員を有期雇用化する職員の類型は、本基本計画に基づく改革案が完了する時点には廃止されるため、この雇用契約が更新される可能性があるのはそれまでの間である。したがって、これらの職員の契約更新を長期にわたって行い、期間の定めのない雇用契約に転化させることはない。

- 社会保険庁の常勤職員を有期雇用化する機構の有期雇用職員の契約期間については、機構設立当初においては1年とし、契約更新時には、機構設立後の人員削減計画を踏まえた必要人員数の状況や当該職員の勤務実績などを踏まえ、労働基準法で定められている上限の期間である3年以内の範囲で適切な期間を設定する。

- また、社会保険庁の職員から機構の職員として採用される者については、機構法上、有期雇用職員として採用される場合であっても、退職金の算定に当たり在職期間を通算する仕組みとなっているが、退職金の給付水準などについて正規職員と差異を設けるなど、設立委員会において、そのあり方を検討する。

- 有期雇用職員として採用された機構の職員についても、採用後における能力や実績に応じ、雇用期間満了後に正規職員として採用されることは可能であるが、この場合においても、機構において公正かつ厳格な採用審査を行う。

【年金業務・組織再生会議における議論の経緯】

○第26回会議（平成20年5月15日）資料「第16回会議（1月23日）以降の再生会議における職員採用関係についての各委員からの主な意見の概要」（抜粋）

- 1 機構設立後においても人員削減が計画されているが、設立後に多数の正規職員を人員整理するのは困難ではないか。正規職員の削減については、平成22年1月段階で行っておくべきではないか。機構に負担を負わせるべきではない。
- 3 システム刷新の時期とも関連して、機構設立後一定期間内に終了することが明らかな業務に従事する者については、有期雇用とすることが望ましい。その場合、トラブルを避けるため、非正規職員との区分を明確にする必要がある。
- 4 将来的になくなる業務に従事する者の中には、能力があり、機構の別の業務に従事してもらいたい者も多くいることが考えられるから、現在そうした業務を行っているからといって、有期雇用にするというのは難しい面があるのではないか。
- 7 機構設立後の人員削減手法について、退職者の不補充により対応すること自体は合理性を欠くものではないが、長期にわたって不補充を続けると人員構成に歪みが生じるので安易に考えるべきではない。
- 8 人員削減のため退職者の不補充を続けると組織として成り立たなくなってしまう。機構発足の時点で、若年層をある程度補充するなど、現時点においても既にいびつになっている年齢構成を改善してからスタートすべきではないか。

○第28回会議（平成20年5月28日）資料3「人員削減案に関する主な再検討事項について（たたき台）」（抜粋）

- ⑤機構発足後に予定されている人員削減については、組織の年齢構成が歪むことを避けるため、退職者不補充の手法のみによって対応することは不適當。有期雇用職員として採用する手法も採り入れることも検討すべき。

○第31回（平成20年6月19日）会議資料1「日本年金機構の職員の採用についての検討案」【厚生労働省提出】（抜粋）

1. 機構設立後の人員削減数の有期雇用化、及び外部からの採用数の見直しについて（5月28日に年金業務・組織再生会議から示された再検討事項の⑤⑥関係）

○ 機構設立時の人員削減に加え、機構設立後に予定される人員削減数のうち1400人程度を機構設立時に有期雇用とすることにより、機構設立時の正規職員の人員規模を抑制し、概ね10900人程度とする。

○第32回会議（平成20年6月27日）資料5「現在の常勤職員を有期雇用化する職員（1,400人）に採用される職員について」（抜粋）

③懲戒処分歴のない職員からの採用であれ、ある職員からの採用であれ、一定の採用基準を満たすことが必要。採用基準を満たした職員が1,400人に満たない場合には、外部から採用することになる。

④現在の常勤職員を有期雇用化する職員（以下「常勤相当有期職員」という。）の種類の有期雇用職員は、人員削減計画完了時には廃止される。したがって、この常勤相当有期職員の契約が更新される可能性があるのは削減計画の完了時までであり、長期にわたって反復継続して更新され、事実上、これが期間の定めのない雇用契約となることはない。

年金記録問題への取組

問題の所在と対応策

問題の所在

基礎年金番号に未統合の記録が18年6月時点で5000万件存在

※ 平成9年に1人1番の基礎年金番号が導入された当時のコンピュータ記録の総数は3億件

年金記録の正確性の問題

- 1) 過去の紙台帳(マイクロフィルムを含む)からコンピュータへの記録の転記が不正確
- 2) 厚生年金の標準報酬等を事実と反して遡及訂正した事案
- 3) 本人が保険料を納めたとしているのに対して、保険料の納付記録が社会保険庁にない事例

対応策

- ・「ねんきん特別便」を契機とする解明・統合
 - 1) 「名寄せ特別便」・・・基礎年金番号の記録との突合により結びつく可能性のある記録があった方(平成19年12月～3月)
 - 2) 「全員特別便」・・・それ以外の全ての方(平成20年4～10月)
- ・記録の内容に応じた未統合記録の解明
 - ※ 住基ネットによる「生存者」「5年以内死亡者」の特定など

- ・年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備
 - 1) インターネットによる記録照会サービスを受給者にも拡大(20年度中)
 - 2) 全ての加入者に「ねんきん定期便」を送付(21年度～)
- ・コンピュータ記録と紙台帳との突合せ
- ・標準報酬等の遡及訂正事案への対応
- ・年金記録確認第三者委員会(総務省)
 - 月間平均処理件数 4,000件超
 - 1 処理済み件数 約28,000件(対受付数39%)(9月末)

① 「ねんきん特別便」

これまでの取組

- 昨年12月からこれまでに全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付し、国民の皆様に記録を確認いただいております、このうち約5,600万人(10月末現在)から回答をいただきました。
- 「ねんきん特別便」の周知・広報、相談体制の充実。

今後の方向

- 「ねんきん特別便」のフォローアップの徹底。
 - ・ 全ての受給者から回答をいただくことを目指し、20年度中に集中的に取り組む。
 - ・ 加入者についても、できる限り多くの方から回答をいただき、21年度からの「ねんきん定期便」の取組につなぐ。

② 未統合記録の解明

これまでの取組

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に約5,000万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は約751万件に増加、今後解明を進める記録は約1,400万件まで減少。

今後の方向

- 引き続き、お申し出いただいた旧姓を活用した調査などの解明作業を、20年度中に集中的・計画的に実施する。

③ コンピュータ記録と紙台帳との突合せ

これまでの取組

○ 年金記録については、国民年金は昭和59年以降、厚生年金は昭和61年以降、それぞれオンライン化しコンピュータに直接入力するようになったが、それ以前の記録は合計約8.5億件の紙台帳(マイクロフィルムを含む)として保管されている。

- | | | |
|----------------------|-------|---------------------------------|
| ① 国民年金の特殊台帳 | 0.3億件 | → 20年度中にコンピュータ記録との突合せを実施 |
| ② 国民年金の被保険者名簿(市町村保管) | 1.4億件 | → 20年度は国への移管の準備 |
| ③ 厚生年金の被保険者名簿・原票 | 6.8億件 | → サンプル調査の結果、コンピュータ記録との不一致は約1.4% |

今後の方向

○ 全ての受給者・加入者について、お申し出の有無にかかわらず、計画的な突合せを実施し、コンピュータ記録の正確性を確保する。

○ 全国に散らばって保管されている紙台帳を電子画像で取り込み、個人単位で集約した上で、簡単に検索できる「電子画像データ検索システム」の構築に向けて、本年度から準備を進め、21年度に整備し、22年度から突合せ作業を効率的に実施できるようにする。

④ 標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

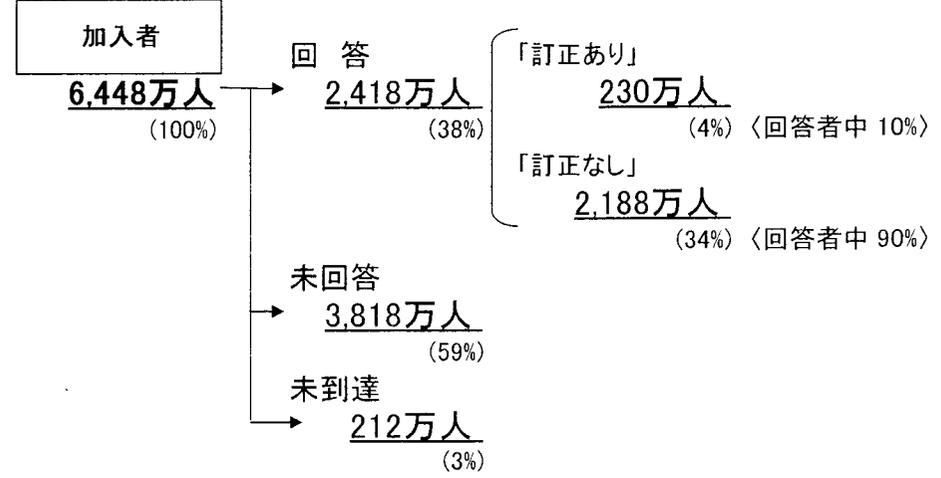
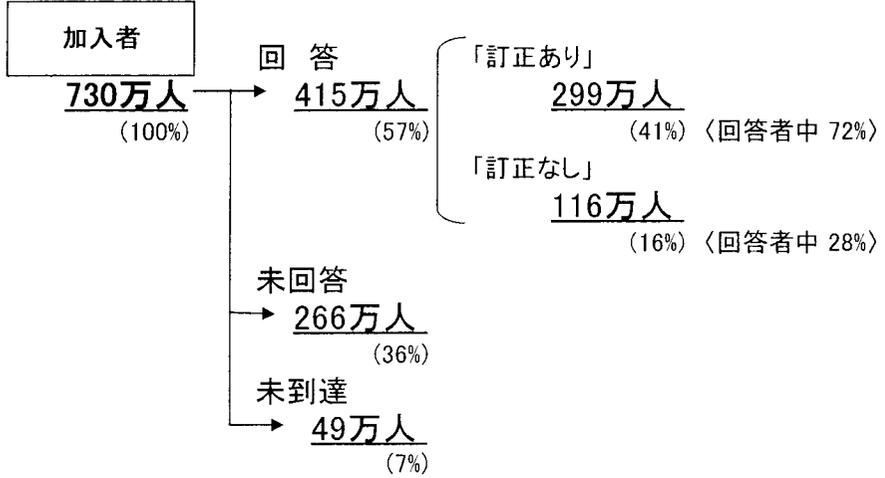
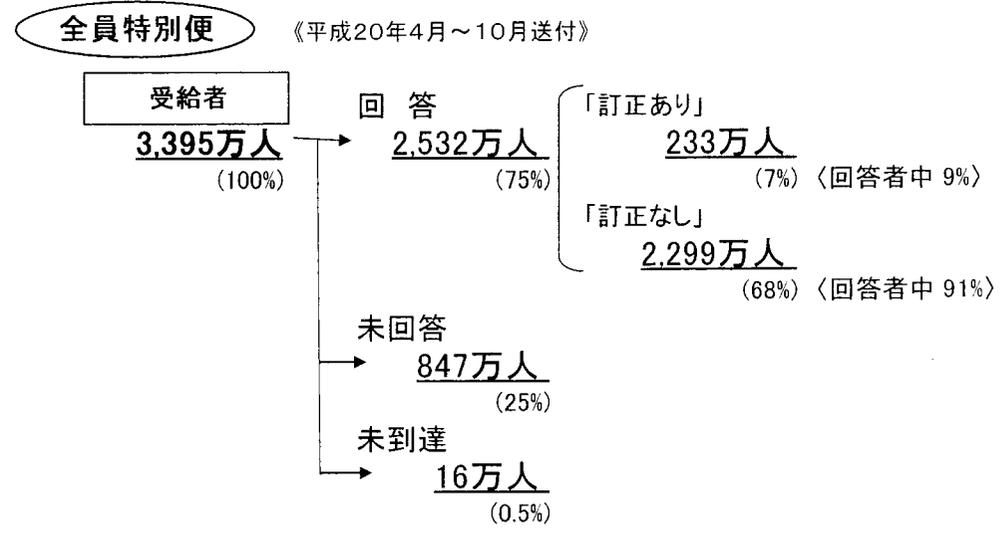
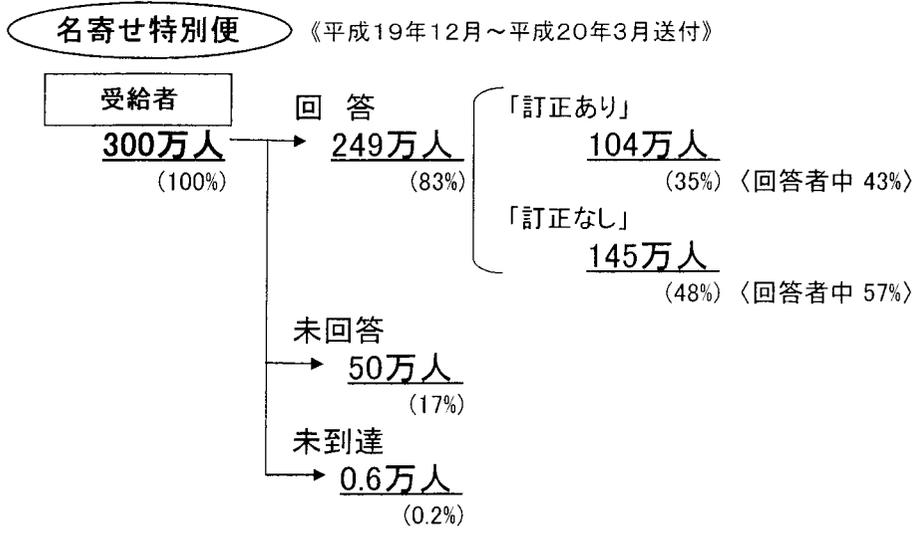
事案の概要

- 総務省の年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額又は資格喪失を遡及して訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。(本年10月7日現在、66件)
事業主による事実と異なる届出に基づくもののほか、社会保険事務所職員が事業主の虚偽の届出に一定の関与を行っているのではないかとの指摘がある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(本年9月9日公表)

今後の方向

- 徹底的に事実関係の調査を行った上で、被害者の救済を最優先としつつ、関与した職員の厳正な対処や、今後の再発防止を徹底することを基本方針として対応する。
(事実関係の調査については、法曹関係者など第三者からなる大臣直属の調査委員会を10月6日に設置、11月28日に報告書を大臣に提出。)
- 全てのコンピュータ記録から不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)を抽出し、このうち厚生年金の受給者(約2万人)について、10月16日に、社会保険事務所職員が対象者への訪問を開始し、記録の確認及び調査を実施している。
- また、21年中に、厚生年金の受給者全員に対し、標準報酬の情報を含むお知らせを開始する。
(加入者については、21年4月から標準報酬の情報を含む「ねんきん定期便」を送付する。)

「ねんきん特別便」の状況（平成20年10月31日現在）



送付総数	10,873万人	100%
回答件数	5,614万人	52%
未回答	4,981万人	46%
未到達	278万人	2%

「訂正あり」	866万人	8%	<回答者中 15%>
「訂正なし」	4,748万人	44%	<回答者中 85%>

未統合記録の全体像〔平成20年9月9日公表〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、751万件【19年12月公表版より9か月で441万件増加】（うち「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、260万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1588万件【19年12月公表版より348万件増加】
- 今後解明を進める記録等「7」は、1415万件【19年12月公表版より1030万件減少】
- 住基ネットの活用等により、429万件の解明作業が進展「6」

記録の内容	平成19年12月11日公表		平成20年6月27日公表		平成20年9月9日公表		増減 (12月→9月)	増減の主な要因、備考
	(万件)	割合	(万件)	割合	(万件)	割合	(万件)	
1 死亡が判明した者の記録	1,560	30.4%	2,134	41.9%	2,339	43.8%	795	・ 解明作業の進展に伴う増
① 死亡の届出がなされている記録	360		448	8.3%	567	11.1%	207	
② 死亡一時金を受給している記録	1,000		1,134		1,294		294	
③ 死亡一時金を受給していない記録	560		552		478		-82	
④ 死亡と同一人の可能性が低い記録と国内調査結果の記録	1,110		1,118		1,263		153	
2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつく可能性がある記録	460	9.0%	585	11.3%	687	12.8%	122	・ 解明作業の進展による増
① 脱退手当金等を受給している記録	210		221	4.3%	229	4.6%	19	
② 既に給付等に反映していると考えられる記録	250		364	7.0%	458	8.5%	94	
3 5年万件中、事故の手帳記号等を保有していると考えられる者の記録（事故分のみ計上）	420	8.2%	492	9.5%	439	8.0%	19	・ 解明作業の進展による増 18年6月～9月は記録の統合等の進展による減 ねんきん特別便の送付や日々の相談・取寄せ等を契機として、記録の減数が進んだことによる増
4 平成18年6月1日以後基礎年金番号に統合済みの記録	2,910	56.4%	619	12.1%	751	14.0%	1,441	
5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、3月までにねんきん特別便を送付した記録 （「4」に計上されたものを除く）	1,100	21.6%	1,027	20.2%	912	17.9%	-260	・ 記録の統合が進んだことによる減 （※名寄せは1,172万件が最終結果のため、「増減」欄は1,172万件からの減少数）
① 年金受給者との名寄せ	300	5.9%	279	5.5%	247	4.8%	-87	
② 被保険者との名寄せ	800	15.7%	756	14.8%	673	13.2%	-173	
6 解明作業が進展中の記録			316	6.2%	429	8.4%	429	・ 解明作業の進展に伴う増 ・ このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録21万件について、「記録確認のお知らせ」を送付 ・ このうち年金受給要件を満たしている記録3万件について、「記録確認のお知らせ」を送付
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			118	2.3%	115	2.3%	115	
② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録			198	3.9%	314	6.2%	314	
7 今後解明を進める記録等	2,445	48.0%	1,618	31.8%	1,415	27.8%	-1030	・ 解明作業及び記録の統合が進んだことによる減
・ 死亡していると考えられる者の記録	1,975	38.8%	1,614	31.7%	1,412	27.7%	-663	
・ 婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録								
・ 過去の記録をオンラインに入力するまでの間の転記・入力ミス ・ 海外居住者 ・ 届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録された記録等 ・ 氏名等の調査を継続している記録	470	9.2%	4	0.1%	3	0.1%	-467	
計	5,095	100.0%	5,095	100.0%	5,095	100.0%		

- 平成19年12月11日公表は、平成19年9月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成
- 平成20年6月27日公表は、平成20年5月19日時点のデータ（ただし、統合済み記録数及び住基ネットによる調査結果は6月13日時点）をベースに作成
- 平成20年9月9日公表は、平成20年8月8日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は8月29日時点、住基ネットによる調査結果は7月11日時点）をベースに作成

紙台帳（マイクロフィルムを含む）とコンピュータ記録との突合せ（イメージ）

I これまでの取組

① 国民年金の特殊台帳	3,300万件	→ 20年度中に突合せ実施
② 国民年金の被保険者名簿 (市町村保管)	1.4億件	→ 20年度は国への移管の準備
③ 厚生年金の被保険者名簿・原票	6.8億件	→ サンプル調査の結果等を踏まえて取り組む
合計	8.5億件	

II サンプル調査の結果と取組の方向

① 紙台帳等とオンライン記録の不一致は約1.4%

- ② 紙台帳等とオンライン記録との不一致点は、各種の関係資料の照合や最終的には本人確認により対処する必要がある
- ③ 一人の方の記録が全国の複数の社会保険事務所・市町村に散らばって保管されている
→ 現在のままでは、突合せが非効率

⑤ 作業量が膨大

④ 古い紙記録の劣化対策も必要

効率的な記録検索を可能とするシステムの整備

III 作業スケジュール

平成21年度

紙台帳の「電子画像データ検索システム」の整備

- ・ 複数の社会保険事務所に分散して保管されている記録の個人単位での集約化
- ・ 劣化が進む紙記録の電子化

- ① 効率的な突合せ作業のための基盤整備
- ② 国民が年金記録をいつでも簡便に確認できる仕組みの構築
- ③ 年金記録の将来にわたる適切な保管

平成22・23年度

受給者・加入者からの申出分について実施
(集中受付期間)

申出のない受給者分

平成24年

申出のない加入者分

- ・ 名簿等の記録に基づいて単純に補正することのないよう、慎重に作業(他の書類の確認等)を行う
- ・ 最終的には御本人に確認
- ・ 申出のない記録については、不一致率の高い記録から着手するなど順次実施

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案(17事案)に係る調査結果について

1. 調査結果

- 遡及して資格喪失させたことは事実であった可能性が考えられるが、
その後の指導に誤りがあった事案 1件
- 社会保険事務所の職員が事実と異なる処理であることを知っていたと考えられる事案 1件
- 事実と異なる処理であることを職員が知っていたかどうか明らかにならなかった事案 ... 15件

※1 調査した17事案の経緯

- ① 第三者委員会に申立てがあり、あっせんに至った事案： 16件
- ② 事業主が、社会保険事務所の示唆により、事実と異なる遡及訂正をしたと証言をしている事案： 1件

※2 第三者委員会に申立てがあり、あっせんに至った16件については、あっせんのとおり申立人の記録を訂正済みである。

※3 標準報酬・資格喪失の遡及訂正については、例えば、届出していた報酬額が経営難で支払われなくなっていた場合に、実態に合わせて、届出されている報酬額を遡及して引き下げることが適正な処理。
一方、報酬額は変わっていないのに、実態と異なる遡及訂正を行うことを、事務所職員が示唆したか、知っていた場合には、社会保険事務所の職員の対応として問題となる。

2. 今回の調査対象事案への対応

- (1) 社会保険事務所の職員が事実と異なる処理であることを知っていたと考えられる1件の事案に関し、当該職員が他に関与した事案がなかったかどうか等の調査を行った上で、関係職員に対して厳正に対処する。
- (2) 今回の調査対象事案に係る事業所に勤務していた他の従業員のうち、同様の遡及訂正処理が行われている可能性がある者について、早急に事実の確認を行い、必要な記録の訂正を行う。

(平成20年9月9日発表)

調査結果を踏まえた対応

1. 上記以外の第三者委員会あっせん事案等の調査の実施

- (1) 今回の調査対象事案以外に第三者委員会であっせんが行われた事案(平成20年10月20日現在52件)について調査を行う。
- (2) 外形から同様の事案と見られる第三者委員会申立事案(平成20年1月末時点で160件程度)に係る内容の分析及び個々の事案の遡及訂正理由等の調査を行う。
- (3) 元社会保険庁職員から、組織的に不適正な遡及訂正処理が行われていたとの証言があった件について、事実関係の調査を行う。

2. 記録を抽出した上での調査

○ 調査方針

上記の調査等を踏まえ、オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行うことについて早急に検討し、実施する。

○ 具体的取り組み

第三者委員会のあっせん事案等の分析に基づき、不適正な標準報酬の遡及訂正処理の可能性のある記録として、下記の3つの条件の全てに該当する記録(約6万9千件)を抽出し、うち厚生年金受給者(およそ2万件)については、本年10月16日から、社会保険事務所職員による戸別訪問を開始し、ご本人による記録確認及びそれに基づく調査を行うこととしたところ。

また、3条件のそれぞれに該当する件数の単純合計の延べ約144万件(上記戸別訪問の対象者を除く)については、下記3-(3)及び4-(2)の記録送付の際に、年金受給者や現役加入者への注意喚起を行う文書を同封する。

※ 3つの条件

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及し標準報酬月額が引き下げられている。

3. 年金受給者による記録確認

- (1) 年金受給者に対し、社会保険事務所等における相談を呼びかけるとともに、平成20年度中に、インターネットによる年金記録照会(標準報酬月額も閲覧可)を開始する。
 - (2) 平成19年12月から年金受給者に送付している「ねんきん特別便」により、ご本人に資格喪失日等の記録を確認していただく。
 - (3) さらに、平成21年中に、厚生年金受給者全員に対する標準報酬月額の情報を含むお知らせの送付を開始し、ご本人に記録を確認していただく。
- ※ 上記(1)～(3)については、受給者から、記録が事実と相違していると申し出があったものについて、社会保険事務所の事務処理や事業主等について調査を行うものとする。

4. 現役加入者による記録確認

- (1) 平成20年2月から現役加入者に対して送付している「ねんきん特別便」により、ご本人に資格喪失日等の記録を確認していただく。
 - (2) 平成21年4月から、現役加入者に「ねんきん定期便」(標準報酬月額の情報を含む)を送付し、ご本人に記録を確認していただく。
- ※ 上記(1)及び(2)については、現役加入者から、記録が事実と相違していると申し出があったものについて、社会保険事務所の事務処理や事業主等について調査を行うものとする。

5. 再発防止の徹底

- (1) 遡及訂正処理を行う場合に、事実関係が確認できる関係書類(賃金台帳、法人登記簿等)の添付を徹底。
- (2) 滞納事業所の全喪処理や延滞金の取扱い等について、社会保険事務所長自らが把握する体制を構築。
- (3) 一定の遡及訂正処理に係る届書について、社会保険事務局が事前チェックを行う体制を整備。
- (4) 事業所調査において、遡及訂正処理が行われた届出についての調査を重点項目に追加。
- (5) 適用・徴収関係書類の管理の在り方について、業務の性格等に応じた見直しを検討。